破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第２０６号
千葉県富津市千種新田1158番地　菊竹産業社宅Ｋ２―205号
破産者　鈴木かづ江
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１６１号
千葉県君津市外箕輪１丁目10番18号
破産者　白石　直樹
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第３８３号
奈良県天理市石上町520番地２
破産者　石田楢三郎
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６５４号
奈良県橿原市今井町３丁目１番10号、開始決定時の住所奈良県桜井市大字東新堂373番地の７
破産者　久原　武夫
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１１２号
奈良県桜井市大字大福709番地の２
破産者　吉井　栄一
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３８９７号
札幌市白石区南郷通12丁目南１番３号　シャーロットＡ205号
破産者　菅野　英徳
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２２３号
北海道北広島市西の里東４丁目１番地８　塩井マンション202号
破産者　内田　　優
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３０３号
札幌市厚別区厚別東３条３丁目10番17号　第８大成コーポ201
破産者　豊福　純子
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１３号
埼玉県狭山市中央１丁目47番５号　農住メゾン中窪１―101、前住所埼玉県狭山市大字青柳63番地新狭山ハイツ26棟405号
破産者　川鍋イマ子
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１０５号
神奈川県茅ヶ崎市鶴が台４番５―105号、開始決定時の住所神奈川県横須賀市林１丁目25番12号
破産者　宮垣　恵美（旧姓駿河）
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１２０号
相模原市南区南台１丁目10番５号
破産者　杉井　清子
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第２５５０号
名古屋市名東区西山台625番地
破産者　西出　勝三
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９７２号
愛知県半田市岩滑高山町３丁目133番地の１Ｂ棟、開始決定時の住所愛知県半田市相賀町１番地の１　レインボー相賀707号
破産者　平野　英輔
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４４１号
愛知県津島市柳原町１丁目40番地　エクセル津島３Ａ号、開始決定時の住所名古屋市中川区吉津２丁目2310番地
破産者　オートガレージシミズこと　清水　修二
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５２号
神戸市灘区永手町３丁目４番７号
破産者　本田　芳久
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３３１号
神戸市灘区鹿ノ下通３丁目１番１号インテリアハシモトビル402、開始決定時の住所神戸市灘区大石東町５丁目４番４―809号
破産者　峰　　恭子（旧姓寺本）
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部